新潟県

新潟県報

発行　新潟県
第 23 号
令和５年３月24日
毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主　要　目　次

規　　則
11　新潟県事務委任規則の一部を改正する規則（行政改革課）
告　　示
306　水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（環境対策課）
307　水質汚濁に係る環境基準の水域類型の一部改正（環境対策課）
308　水質汚濁に係る環境基準の水域類型の一部改正（環境対策課）
309　水質汚濁に係る環境基準の水域類型の一部改正（環境対策課）
310　水質汚濁に係る環境基準の水域類型の一部改正（環境対策課）
311　水質汚濁に係る環境基準の水域類型の一部改正（環境対策課）
312　水質汚濁に係る環境基準の水域類型の一部改正（環境対策課）
313　水質汚濁に係る環境基準の水域類型の一部改正（環境対策課）
314　水質汚濁に係る環境基準の水域類型の一部改正（環境対策課）
315　水質汚濁に係る環境基準の水域類型の一部改正（環境対策課）
316　救急病院等の指定（地域医療政策課）
317　新潟県文化財の指定（文化課）
318　新潟県選定保存技術の保持者の追加認定（文化課）
319　農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更（食品・流通課）
320　家畜検査の実施（畜産課）
321　家畜注射の実施（畜産課）
322　県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
323　建設業法による営業の停止（監理課）
324　都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
325　都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
326　都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
327　都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
328　都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
選挙管理委員会告示
29　新潟県議会議員一般選挙において候補者がポスター掲示することができる日の指定(選挙管理委員会)
雑　　報
一般競争入札の実施（大学・私学振興課）

規　　則

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和５年３月24日

新潟県知事　花　角　英　世

新潟県規則第11号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第９号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）に改める。

改　正　後	改　正　前
（地域振興局長への委任） **第３条の３**　（略） ２～６　（略） ７　次に掲げる事務は、長岡、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。 (1) 旅券法（昭和26年法律第267号）第３条の規定による一般旅券発給申請書等の受理<u>並びに</u>申請者の<u>身元及び現有旅券の確認</u>をすること。 (2) 旅券法第８条第１項（同法第９条第３項<u>及び第10条第４項</u>において準用する場合を含む。）の規定により、一般旅券を当該申請者に交付すること。 (3)　（略） <u>(4)</u> 旅券法第17条の規定による一般旅券の紛失等の届出の受理<u>並びに</u>届出者の<u>身元及び一般旅券の紛失等の事実の確認</u>をすること。 <u>(5)</u>　（略） <u>(6)</u>　（略） ８～12　（略）	（地域振興局長への委任） **第３条の３**　（略） ２～６　（略） ７　次に掲げる事務は、長岡、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。 (1) 旅券法（昭和26年法律第267号）第３条の規定による一般旅券発給申請書等の受理<u>及び</u>申請者の<u>身元確認</u>をすること。 (2) 旅券法第８条第１項（同法第９条第３項<u>、第10条第４項及び第12条第３項</u>において準用する場合を含む。）の規定により、一般旅券を当該申請者に交付すること。 (3)　（略） <u>(4) 旅券法第12条第１項の規定による増補を受けようとする一般旅券及び一般旅券査証欄増補申請書を受理すること。</u> <u>(5)</u> 旅券法第17条の規定による一般旅券の紛失等の届出の受理<u>及び</u>届出者の<u>身元確認</u>をすること。 <u>(6)</u>　（略） <u>(7)</u>　（略） ８～12　（略）

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和５年３月27日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日前に旅券法（昭和26年法律第267号）の規定によりなされた申請その他の行為に係る事務については、なお従前の例による。

告　示

◎新潟県告示第306号

環境基本法（平成５年法律第91号）第16条第２項の規定により、別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境庁告示」という。）の別表２に掲げる類型をいう。以下同じ。）を別表の該当類型の欄に掲げるとおり指定し、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。

令和５年３月24日

新潟県知事　　花　角　　英　世

別表　公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

水　域	該当類型	達成期間
刈谷田川（全域）	A	ア
栗ノ木川下流（竹尾揚水機より下流）	D	ア

（注）

１　該当類型の欄中「A」及び「D」は、環境庁告示別表２の１の(1)のアの類型を示す。

２　達成期間の欄中「ア」は､｢直ちに達成」を示す。

◎新潟県告示第307号

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（昭和48年新潟県告示第563号）の一部を次のように改正し、令和５年４月１日から実施する。

令和５年３月24日

新潟県知事　　花　角　　英　世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後

別表　公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

水域	該当類型	達成期間
胎内川上流（胎内川頭首工から上流）	ＡＡ	ア
胎内川中流（胎内川頭首工から高野橋まで）	ＡＡ	ア
胎内川下流（高野橋から下流）	A	ア

改　　正　　前

別表　公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

水域	該当類型	達成期間
胎内川上流（胎内川頭首工から上流）	ＡＡ	ア
胎内川中流（胎内川頭首工から高野橋まで）	A	ア
胎内川下流（高野橋から下流）	B	ア

◎新潟県告示第308号

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（昭和49年新潟県告示第390号）の一部を次のように改正し、令和５年４月１日から実施する。

令和５年３月24日

新潟県知事　　花　角　　英　世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
環境基本法（平成５年法律第91号）第16条第２項の規定により､別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境庁告示」という。)の別表２に掲げる類型をいう。以下同じ。)を別表の該当類型の欄に掲げるとおり指定し､当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。	公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第９条第２項及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和46年政令第159号）第１項の規定により､別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月環境庁告示第59号。以下「環境庁告示」という。)の別表２に掲げる類型をいう。以下同じ。)を別表の該当類型の欄に掲げるとおり指定し､当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。

別表　公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

水域	該当類型	達成期間
荒川中流（県境から旭橋まで）	ＡＡ	ア
荒川下流（旭橋より下流）	ＡＡ	ア
鯖石川上流（小坂橋より上流）	Ａ	ア
鯖石川中流（小坂橋から豊田橋まで）	Ａ	ア
鯖石川下流（豊田橋より下流）	Ａ	ア
鵜川上流（御幸橋より上流）	Ａ	ア
鵜川下流（御幸橋より下流）	Ａ	ア

（注）

１　該当類型の欄中「ＡＡ」及び「Ａ」は、環境庁告示別表２の１の(1)のアの類型を示す。

２　達成期間の欄中「ア」は、「直ちに達成」を示す。

別表　荒川水域、鯖石川水域及び鵜川水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

水域	該当類型	達成期間
荒川中流（県境から旭橋まで）	ＡＡ	ア
荒川下流（旭橋より下流）	ＡＡ	ア
鯖石川上流（小坂橋より上流）	Ａ	イ
鯖石川中流（小坂橋から豊田橋まで）	Ｂ	ア
鯖石川下流（豊田橋より下流）	Ｃ	ア
鵜川上流（御幸橋より上流）	Ａ	ア
鵜川下流（御幸橋より下流）	Ｂ	イ

（注）

１　該当類型の欄中ＡＡ、Ａ、Ｂ及びＣは、環境庁告示別表２の１の(1)の河川（湖沼を除く。）アの表の類型を示す。

２　達成期間の欄中「ア」とは直ちに達成を、「イ」とは５年以内で可及的すみやかに達成を、「ウ」とは５年をこえる期間で可及的すみやかに達成を示す。

◎新潟県告示第309号

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（昭和51年新潟県告示第488号）の一部を次のように改正し、令和５年４月１日から実施する。

令和５年３月24日

新潟県知事　花　角　英　世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　正　後

環境基本法（平成５年法律第91号）第16条第２項の規定により、別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境庁告示」という。）の別表２に掲げる類型をいう。以下同じ。）を別表の該当類型の欄に掲げるとおり指定し、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。

別表　公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

水域	該当類型	達成期間
福島潟（高橋から潟口橋まで）	Ｂ	ウ
新井郷川上流（潟口橋から	Ｂ	ウ

改　正　前

公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第９条第２項及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和46年政令第159号）第１項の規定により、別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月環境庁告示第59号。以下「環境庁告示」という。）の別表２に掲げる類型をいう。以下同じ。）を別表の該当類型の欄に掲げるとおり指定し、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。

別表　公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

水域	該当類型	達成期間
福島潟（高橋から潟口橋まで）	Ｂ	ウ
新井郷川上流（潟口橋から	Ｂ	ウ

新井郷川排水機場まで）		
新井郷川中流（新井郷川排水機場から旧加治川合流点まで）	B	ア
新井郷川下流（旧加治川合流点より下流）	C	ウ
新発田川（住吉橋より下流）	C	ア
安野川（全域）	A	イ
都辺田川（全域）	A	ア
新谷川（全域）	AA	ア
常浪川（全域）	AA	ア
早出川（全域）	AA	ア
奥只見貯水池（新潟県の水域）	湖沼A	ア
新島崎川水域（全域）	B	ア
郷本川水域（全域）	B	ア
島崎川水域（全域）	C	ア
柿崎川上流（吉川合流点より上流）	A	ア
柿崎川下流（吉川合流点より下流）	A	ア
吉川（全域）	B	ア
能生川（全域）	A	ア
早川（全域）	A	ア
姫川（県境より下流）	AA	ア
栗ノ木川上流（亀田排水路の新潟市道横越木津線との交点から竹尾揚水機まで）	C	ウ

（注）

1　該当類型の欄中、「AA」、「A」、「B」及び「C」は、環境庁告示別表２の１の(1)のアの類型を、「湖沼A」は、同表２の１の(2)のアの類型を示す。

2　達成期間の欄中「ア」は、「直ちに達成」を、「イ」は、「５年以内で可及的すみやかに達成」を、「ウ」は、「５年をこえる期間で可及的すみやかに達成」を示す。

新井郷川排水機場まで）		
新井郷川中流（新井郷川排水機場から旧加治川合流点まで）	B	ア
新井郷川下流（旧加治川合流点より下流）	C	ウ
新発田川（住吉橋より下流）	C	ア
安野川（全域）	A	イ
都辺田川（全域）	A	ア
新谷川（全域）	AA	ア
常浪川（全域）	AA	ア
早出川（全域）	AA	ア
奥只見貯水池（新潟県の水域）	湖沼A	ア
新島崎川水域（全域）	B	ア
郷本川水域（全域）	B	ア
島崎川水域（全域）	C	ア
柿崎川上流（吉川合流点より上流）	A	ア
柿崎川下流（吉川合流点より下流）	A	ア
吉川（全域）	B	ア
能生川（全域）	A	ア
早川（全域）	A	ア
姫川（県境より下流）	AA	ア
栗ノ木川上流（亀田排水路の横越村村道２号線との交点から竹尾用水機まで）	C	ウ

（注）

1　該当類型の欄中、湖沼の表示のあるものは、環境庁告示別表２の１の(2)の湖沼の表の類型を、湖沼の表示のないものは、同表の１の(1)の河川（湖沼を除く。）アの表の類型を示す。

2　達成期間の欄中「ア」とは直ちに達成を、「イ」とは５年以内で可及的すみやかに達成を、「ウ」とは５年をこえる期間で可及的すみやかに達成を示す。

◎新潟県告示第310号

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（昭和52年新潟県告示第832号）の一部を次のように改正し、令和５年４月１日から実施する。

令和５年３月24日

新潟県知事　　花　角　　英　世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
環境基本法（平成５年法律第91号）第16条第２項の規定により、別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当す	公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第９条第２項及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任

る水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境庁告示」という。）の別表２に掲げる類型をいう。以下同じ。）を別表の該当類型の欄に掲げるとおり指定し、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。

別表　公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

水域	該当類型	達成期間
両津湾（別記１の水域）	海域Ａ	ア
真野湾（別記２の水域）	海域Ａ	ア
小木港（別記３の水域）	海域Ａ	ア
国府川（全域）	Ｂ	ア
三面川（全域）	Ａ	ア
高根川（全域）	Ａ	ア
飯田川上流（川浦橋より上流）	Ａ	ア
飯田川下流（川浦橋から保倉川合流点まで）	Ａ	ア
矢代川上流（瀬渡橋より上流）	ＡＡ	ア
矢代川下流（瀬渡橋から関川合流点まで）	Ａ	ア
渋江川上流（県道西野谷二本木停車場線との交点より上流）	ＡＡ	ア
渋江川下流（県道西野谷二本木停車場線との交点から関川合流点まで）	Ｂ	ア

（注）

１　該当類型の欄中「海域Ａ」は、環境庁告示別表２の２のアの類型を、「ＡＡ」、「Ａ」、「Ｂ」及び「Ｃ」は、同表の１の(1)のアの類型を示す。

２　達成期間の欄中「ア」は、「直ちに達成」を示す。

（別記）

１　金剛山三角点（965メートル）から149度に引いた線及び陸岸により囲まれた海域。ただし、両津港南防波堤、同防波堤先端と同防波堤の延長線と両津港北防波堤との交点を結ぶ線、両津港北防波堤、両津漁港南防波堤、同防波堤先端と両津漁港北防波堤先端を結ぶ線、両津漁港北防波堤及び陸岸により囲まれた海域並びに加茂湖の海域を除く。

２　田切須崎と台ケ鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域

３　城山山頂（北緯37度48分22秒、東経138度16分50秒）を中心として1800メートルの半径を有する円内の海域

に関する政令（昭和46年政令第159号）第１項の規定により、別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月環境庁告示第59号。以下「環境庁告示」という。）の別表２に掲げる類型をいう。以下同じ。）を別表の該当類型の欄に掲げるとおり指定し、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。

別表　公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

水域	該当類型	達成期間
両津湾（別記１の水域）	海域Ａ	ア
真野湾（別記２の水域）	海域Ａ	ア
小木港（別記３の水域）	海域Ａ	ア
国府川（全域）	Ｂ	ア
三面川（全域）	Ａ	ア
高根川（全域）	Ａ	ア
飯田川上流（川浦橋より上流）	Ａ	ア
飯田川下流（川浦橋から保倉川合流点まで）	Ｂ	ア
矢代川上流（瀬渡橋より上流）	ＡＡ	ア
矢代川下流（瀬渡橋から関川合流点まで）	Ａ	ア
渋江川上流（大川橋より上流）	ＡＡ	ア
渋江川下流（大川橋から関川合流点まで）	Ｃ	ア

（注）

１　該当類型の欄中「海域Ａ」は、環境庁告示別表２の２の海域の表の類型を、「ＡＡ」・「Ａ」・「Ｂ」及び「Ｃ」は、同表の１の(1)の河川（湖沼を除く。）アの表の類型を示す。

２　達成期間の欄中「ア」とは直ちに達成を示す。

（別記）

１　金剛山三角点（965メートル）から149度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面。ただし、両津港南防波堤、同防波堤先端と同防波堤の延長線と両津港北防波堤との交点を結ぶ線、両津漁港南防波堤、同防波堤先端と両津漁港北防波堤先端を結ぶ線、両津漁港北防波堤及び陸岸により囲まれた海面並びに加茂湖の海面を除く。

２　田切須崎と台ケ鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海面

３　城山山頂（北緯37度48分22秒、東経138度16分50秒）を中心として1800メートルの半径を有する円内の海面

◎新潟県告示第311号

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（昭和54年新潟県告示第912号）の一部を次のように改正し、令和５年４月１日から実施する。

令和５年３月24日

新潟県知事　花　角　英　世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>環境基本法（平成５年法律第91号）第16条第２項の規定により、別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境庁告示」という。）の別表２に掲げる類型をいう。以下同じ。）を別表の該当類型の欄に掲げるとおり指定し、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。

別表　公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定
<table>
<tr><th>水域</th><th>該当類型</th><th>達成期間</th></tr>
<tr><td>大川（中継川及び小俣川を含む全域）</td><td>Ａ</td><td>ア</td></tr>
<tr><td>両津湾（乙水域及び丙水域で、別記の水域）</td><td>海域Ｂ</td><td>ア</td></tr>
</table>
（注）
１　該当類型の欄中「Ａ」は、環境庁告示別表１の(1)のアの類型を、「海域Ａ」は、同表の２の２のアの類型を示す。
２　達成期間の欄中「ア」は、「直ちに達成」を示す。
（別記）
両津港南防波堤、同防波堤先端と同防波堤の延長線と両津港北防波堤との交点を結ぶ線、両津港北防波堤、両津漁港南防波堤、同防波堤先端と両津漁港北防波堤先端を結ぶ線、両津漁港北防波堤及び陸岸により囲まれた海面（乙水域）及びこれに接続する加茂湖（丙水域）</td>
<td>公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第９条第２項及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和46年政令第159号）第１項の規定により、別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月環境庁告示第59号。以下「環境庁告示」という。）の別表２に掲げる類型をいう。以下同じ。）を別表の該当類型の欄に掲げるとおり指定し、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。

別表　公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定
<table>
<tr><th>水域</th><th>該当類型</th><th>達成期間</th></tr>
<tr><td>大川（中継川及び小俣川を含む全域）</td><td>Ａ</td><td>ア</td></tr>
<tr><td>両津湾（乙水域及び丙水域で、別記の水域）</td><td>海域Ｂ</td><td>ア</td></tr>
</table>
（注）
１　該当類型の欄中海域の表示のあるものは、環境庁告示別表２の２の海域の表の類型を、海域の表示のないものは、同表の１の(1)の河川（湖沼を除く。）アの表の類型を示す。
２　達成期間の欄中「ア」とは直ちに達成を示す。
（別記）
両津港南防波堤、同防波堤先端と同防波堤の延長線と両津港北防波堤との交点を結ぶ線、両津漁港南防波堤、同防波堤先端と両津漁港北防波堤先端を結ぶ線、両津漁港北防波堤及び陸岸により囲まれた海面（乙水域）及びこれに接続する加茂湖（丙水域）</td></tr>
</table>

◎新潟県告示第312号

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（平成16年新潟県告示第38号）の一部を次のように改正し、令和５年４月１日から実施する。

令和５年３月24日

新潟県知事　花　角　英　世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　正　後

別表　公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

水域	該当類型	達成期間
通船川（旧木戸閘門から信濃川合流点まで）	D	ア
小阿賀野川（全域）	A	ア
五十嵐川下流（三条市上水道取水点から信濃川合流点まで）	A	ア
清津川下流（水無川合流点から信濃川合流点まで）	AA	ア
関川下流（渋江川合流点より下流）	A	ア
保倉川中流（保倉川橋から飯田川合流点まで）	A	ア
保倉川下流（飯田川合流点より下流）	B	ア

（注）

１　該当類型の欄中の「ＡＡ」、「Ａ」、「Ｂ」及び「Ｄ」とは、環境庁告示別表２の１の(1)のアの類型を示す。

２　達成期間の欄中「ア」は、「直ちに達成」を示す。

改　正　前

別表　公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

水域	該当類型	達成期間
通船川（旧木戸閘門から信濃川合流点まで）	D	ア
小阿賀野川（全域）	A	ア
五十嵐川下流（三条市上水道取水点から信濃川合流点まで）	A	ア
清津川下流（水無川合流点から信濃川合流点まで）	AA	ア
関川下流（渋江川合流点より下流）	B	ア
保倉川中流（保倉川橋から飯田川合流点まで）	A	ア
保倉川下流（飯田川合流点より下流）	B	ア

（注）

１　該当類型の欄中の「ＡＡ」、「Ａ」、「Ｂ」及び「Ｄ」とは、環境庁告示別表２の１の(1)のアの類型を示す。

２　達成期間の欄中「ア」とは直ちに達成を示す。

◎新潟県告示第313号

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（平成10年新潟県告示第570号）の一部を次のように改正し、令和５年４月１日から実施する。

令和５年３月24日

新潟県知事　　花　角　　英　世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　正　後

環境基本法（平成５年法律第91号）第16条第２項の規定により、別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境庁告示」という。）の別表２に掲げる類型をいう。以下同じ。）を別表の該当類型の欄に掲げるとおり指定し、当該水域類型に係る基準値の達成期間及び暫定目標をそれぞれ同表の達成期間の欄及び暫定目標の欄に掲げるとおり定める。

別表　公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

水域	該当類型	達成期間	暫定目標
両津港（別記の水域）	Ⅱ	直ちに達成する	

改　正　前

環境基本法（平成５年法律第91号）第16条第１項及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（平成５年政令第371号）第１項の規定により、別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月28日環境庁告示第59号。以下「環境庁告示」という。）の別表２の２のイに掲げる類型をいう。以下同じ。）を別表の該当類型の欄に掲げるとおり指定し、当該水域類型に係る基準値の達成期間及び暫定目標をそれぞれ同表の達成期間の欄及び暫定目標の欄に掲げるとおり定める。

別表　公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

水域	該当類型	達成期間	暫定目標（平成14年度）
両津港（別記の水域）	Ⅱ	直ちに達成する	

加茂湖	Ⅱ	直ちに達成する	

（注）
該当類型の欄中「Ⅱ」は、環境庁告示別表２の２のイの類型を示す。
（別記）
両津港南防波堤、同防波堤先端と同防波堤の延長線と両津港北防波堤との交点を結ぶ線、両津港北防波堤、両津漁港南防波堤、同防波堤先端と両津漁港北防波堤先端を結ぶ線、両津漁港北防波堤及び陸岸により囲まれた海域

加茂湖	Ⅱ	段階的に暫定目標を達成しつつ環境基準の可及的速やかな達成に努める	全燐 0.035mg/l

（注）
該当類型の欄中Ⅱは、環境庁告示別表２の２のイの表の類型を示す。
（別記）
両津港南防波堤、同防波堤先端と同防波堤の延長線と両津港北防波堤との交点を結ぶ線、両津漁港南防波堤、同防波堤先端と両津漁港北防波堤先端を結ぶ線、両津漁港北防波堤及び陸岸により囲まれた海域

◎新潟県告示第314号

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（平成23年新潟県告示第287号）の一部を次のように改正し、令和５年４月１日から実施する。

令和５年３月24日

公布者名（例：新潟県知事　　花　角　　英　世）

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後

別表　公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

水域	該当類型	達成期間
関川上流（一之橋より上流）	生物Ａ	ア
関川中流（一之橋から渋江川合流点まで）	生物Ａ	ア
関川下流（渋江川合流点より下流）	生物Ｂ	ア
渋江川上流（県道西野谷二本木停車場線との交点より上流）	生物Ａ	ア
渋江川下流（県道西野谷二本木停車場線との交点から関川合流点まで）	生物Ａ	ア
矢代川上流（瀬渡橋より上流）	生物Ａ	ア
矢代川下流（瀬渡橋から関川合流点まで）	生物Ａ	ア
保倉川上流（保倉川橋より上流）	生物Ａ	ア
保倉川中流（保倉川橋から飯田川合流点まで）	生物Ｂ	ア
保倉川下流（飯田川合流点より下流）	生物Ｂ	ア
飯田川上流（川浦橋より上流）	生物Ａ	ア

改　　正　　前

別表　公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

水域	該当類型	達成期間
関川上流（一之橋より上流）	生物Ａ	ア
関川中流（一之橋から渋江川合流点まで）	生物Ａ	ア
関川下流（渋江川合流点より下流）	生物Ｂ	ア
渋江川上流（大川橋より上流）	生物Ａ	ア
渋江川下流（大川橋から関川合流点まで）	生物Ａ	ア
矢代川上流（瀬渡橋より上流）	生物Ａ	ア
矢代川下流（瀬渡橋から関川合流点まで）	生物Ａ	ア
保倉川上流（保倉川橋より上流）	生物Ａ	ア
保倉川中流（保倉川橋から飯田川合流点まで）	生物Ｂ	ア
保倉川下流（飯田川合流点より下流）	生物Ｂ	ア
飯田川上流（川浦橋より上流）	生物Ａ	ア

飯田川下流（川浦橋から保倉川合流点まで）	生物Ｂ	ア

飯田川下流（川浦橋から保倉川合流点まで）	生物Ｂ	ア

◎新潟県告示第315号

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（平成25年新潟県告示第327号）の一部を次のように改正し、令和５年４月１日から実施する。

令和５年３月24日

新潟県知事　　花　角　　英　世

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改　　正　　後

別表　公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

水域	該当類型	達成期間
中津川上流（県境から穴藤ダムまで）	生物Ａ	ア
中津川下流（穴藤ダムから信濃川合流点まで）	生物Ａ	ア
清津川上流（水無川合流点より上流）	生物Ａ	ア
清津川下流（水無川合流点から信濃川合流点まで）	生物Ａ	ア
魚野川上流（大源太川合流点より上流）	生物Ａ	ア
魚野川下流（大源太川合流点より下流）	生物Ａ	ア
三国川（南魚沼市清水瀬字入山622番の１地先より下流）	生物Ａ	ア
宇田沢川（全域）	生物Ａ	ア
佐梨川上流（小平沢橋より上流）	生物Ａ	ア
佐梨川下流（小平沢橋から魚野川合流点まで）	生物Ａ	ア
破間川（全域）	生物Ａ	ア
渋海川（全域）	生物Ｂ	ア
黒川（黒川放水路を含む全域）	生物Ｂ	ア
猿橋川上流（霞橋より上流）	生物Ａ	ア
猿橋川下流（霞橋から信濃川合流点まで）	生物Ｂ	ア
刈谷田川（全域）	生物Ａ	ア
五十嵐川上流（三条市上水道取水点より上流）	生物Ａ	ア
五十嵐川下流（三条市上水道取水点から信濃川合流点まで）	生物Ａ	ア
加茂川上流（八幡橋より上流）	生物Ａ	ア
加茂川下流（八幡橋直下流	生物Ｂ	ア

改　　正　　前

別表　公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

水域	該当類型	達成期間
中津川上流（県境から穴藤ダムまで）	生物Ａ	ア
中津川下流（穴藤ダムから信濃川合流点まで）	生物Ａ	ア
清津川上流（水無川合流点より上流）	生物Ａ	ア
清津川下流（水無川合流点から信濃川合流点まで）	生物Ａ	ア
魚野川上流（大源太川合流点より上流）	生物Ａ	ア
魚野川下流（大源太川合流点より下流）	生物Ａ	ア
三国川（南魚沼市清水瀬字入山622番の１地先より下流）	生物Ａ	ア
宇田沢川（全域）	生物Ａ	ア
佐梨川上流（小平沢橋より上流）	生物Ａ	ア
佐梨川下流（小平沢橋から魚野川合流点まで）	生物Ａ	ア
破間川（全域）	生物Ａ	ア
渋海川（全域）	生物Ｂ	ア
黒川（黒川放水路を含む全域）	生物Ｂ	ア
猿橋川上流（霞橋より上流）	生物Ａ	ア
猿橋川下流（霞橋から信濃川合流点まで）	生物Ｂ	ア
刈谷田川（全域）	生物Ａ	ア
五十嵐川上流（三条市上水道取水点より上流）	生物Ａ	ア
五十嵐川下流（三条市上水道取水点から信濃川合流点まで）	生物Ａ	ア
加茂川上流（八幡橋より上流）	生物Ａ	ア
加茂川下流（八幡橋直下流	生物Ｂ	ア

より信濃川合流点まで）			より信濃川合流点まで）		
能代川（全域）	生物Ｂ	ア	能代川（全域）	生物Ｂ	ア
小阿賀野川（全域）	生物Ｂ	ア	小阿賀野川（全域）	生物Ｂ	ア
中ノ口川（全域）	生物Ｂ	ア	中ノ口川（全域）	生物Ｂ	ア
西川上流（善光寺橋より上流）	生物Ｂ	ア	西川上流（善光寺橋より上流）	生物Ｂ	ア
西川下流（善光寺橋から信濃川合流点まで）	生物Ｂ	ア	西川下流（善光寺橋から信濃川合流点まで）	生物Ｂ	ア
通船川（旧木戸閘門から信濃川合流点まで）	生物Ｂ	ア	通船川（旧木戸閘門から信濃川合流点まで）	生物Ｂ	ア
栗ノ木川下流（竹尾揚水機より下流）	生物Ｂ	ア	栗ノ木川（竹尾揚水機より下流）	生物Ｂ	ア
栗ノ木川上流（亀田排水路の新潟市道横越木津線との交点から竹尾揚水機まで）	生物Ｂ	ア	栗ノ木川上流（亀田排水路の新潟市道横越木津線との交点から竹尾揚水機まで）	生物Ｂ	ア
放水路	生物Ｂ	ア	放水路	生物Ｂ	ア
鳥屋野潟（全域）	生物Ｂ	ア	鳥屋野潟（全域）	生物Ｂ	ア
常浪川（全域）	生物Ａ	ア	常浪川（全域）	生物Ａ	ア
新谷川（全域）	生物Ａ	ア	新谷川（全域）	生物Ａ	ア
都辺田川（全域）	生物Ｂ	ア	都辺田川（全域）	生物Ｂ	ア
早出川（全域）	生物Ａ	ア	早出川（全域）	生物Ａ	ア
安野川（全域）	生物Ｂ	ア	安野川（全域）	生物Ｂ	ア
福島潟（高橋から潟口橋まで）	生物Ｂ	ア	福島潟（高橋から潟口橋まで）	生物Ｂ	ア
新井郷川上流（潟口橋から新井郷川排水機場まで）	生物Ｂ	ア	新井郷川上流（潟口橋から新井郷川排水機場まで）	生物Ｂ	ア
新井郷川中流（新井郷川排水機場から旧加治川合流点まで）	生物Ｂ	ア	新井郷川中流（新井郷川排水機場から旧加治川合流点まで）	生物Ｂ	ア
新井郷川下流（旧加治川合流点より下流）	生物Ｂ	ア	新井郷川下流（旧加治川合流点より下流）	生物Ｂ	ア
新発田川（住吉橋より下流）	生物Ｂ	ア	新発田川（住吉橋より下流）	生物Ｂ	ア

◎新潟県告示第316号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第８号）第１条に規定する救急病院である。

令和５年３月24日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　名　　称　独立行政法人国立病院機構新潟病院
２　所 在 地　柏崎市赤坂町３番52号
３　有効期間　令和５年４月12日から
　　令和８年４月11日まで

◎新潟県告示第317号

新潟県文化財保護条例（昭和48年新潟県条例第33号）第５条第１項の規定により、次の物件を新潟県文化財に指定する。

令和５年３月24日

新潟県知事　花　角　　英　世

第５条第１項の規定による有形文化財の指定

種別	名称	員数	所在地	所有者

有形文化財 (歴史資料)	雪之図	２巻	長岡市渡里町１番地２	宗教法人　長永寺
有形文化財 (考古資料)	石船戸遺跡出土品	824点	阿賀野市山崎77番地	阿賀野市
有形文化財 (考古資料)	五千石遺跡出土品	670点	長岡市中潟町286番地 （長岡市埋蔵文化財収蔵センター）	長岡市

◎新潟県告示第318号

新潟県文化財保護条例（昭和48年新潟県条例第33号）第37条の２第２項の規定により、次の者を新潟県選定保存技術の保持者に追加認定する。

令和５年３月24日

新潟県知事　花　角　　英　世

第37条の２第２項の規定による選定保存技術保持者の追加認定

種　別	名　称	保持者氏名	住　　所
選定保存技術	屋根葺（木羽葺及びこけら葺）	三須　真	岩船郡関川村大字下関34－５

◎新潟県告示第319号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第７項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和５年３月24日

新潟県知事　　花　角　　英　世

登録番号	15004	登録年月日	平成14年8月20日
登録検査機関の名称	一般社団法人新潟県農産物検査協会		
代表者氏名	代表理事会長　伊藤　能徳		
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市西区山田2310番地15		

登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産大麦、国内産小麦、国内産大豆、国内産そば						
農産物検査を行う区域	農産物検査員			成分検査業務受委託先			
	氏　名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
新潟県	~~横山　久紀~~ ~~真田　悠理~~ ~~大岩　達也~~	~~もみ、玄米~~ ~~もみ、玄米、小麦、大豆、そば~~ ~~もみ、玄米、大麦、小麦、大豆、そば~~	~~K1524003~~ ~~K1530008~~ ~~K152019011~~				
備　考	略称『新潟県検査協会』令和5年3月24日　農産物検査員3名の登録抹消。検査員合計751名。						

◎新潟県告示第320号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第５条第１項の規定により、家畜の検査を次のとおり実施する。

令和５年３月24日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　実施の目的

牛のヨーネ病の発生を予防するため

２　実施する区域

県内一円

３　実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 前年度までに当県で未検査の６か月齢以上の県外導入牛で、搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
(2) 前年度までに当県で未検査の６か月齢以上の県外導入牛で、繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛
(3) 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
(4) 家畜保健衛生所長が必要と認める牛

４　実施の期日
令和５年４月１日から令和６年３月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

５　検査の方法
(1) 臨床検査
(2) スクリーニング法
(3) リアルタイムＰＣＲ法

１　実施の目的
牛のピロプラズマ症の発生を予防するため

２　実施する区域
県内一円

３　実施の対象となる家畜の種類及び範囲
(1) 放牧牛
(2) 家畜保健衛生所長が必要と認める牛

４　実施の期日
令和５年４月１日から令和６年３月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

５　検査の方法
(1) 臨床検査
(2) 血液検査

１　実施の目的
牛の伝達性海綿状脳症の発生を予防するため

２　実施する区域
県内一円

３　実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛海綿状脳症対策特別措置法第６条第１項及び牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則第１条の規定に基づく届出のあった死亡牛

４　実施の期日
令和５年４月１日から令和６年３月31日までの間

５　検査の方法
エライザ法

１　実施の目的
豚のオーエスキー病の発生を予防するため

２　実施する区域
県内一円

３　実施の対象となる家畜の種類及び範囲
家畜保健衛生所長が必要と認める豚

４　実施の期日
令和５年４月１日から令和６年３月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

５　検査の方法
(1) 臨床検査

(2) ラテックス凝集反応法

1　実施の目的
　蜜蜂の腐蛆病の発生を予防するため
2　実施する区域
　県内一円
3　実施の対象となる家畜の種類及び範囲
　家畜保健衛生所長が必要と認める蜂群
4　実施の期日
　令和５年４月１日から令和６年３月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
5　検査の方法
(1) 肉眼的検査
(2) 脱脂乳による試験
(3) 細菌学的検査

1　実施の目的
　牛のアカバネ病の発生を予察するため
2　実施する区域
　家畜保健衛生所長が指定する区域
3　実施の対象となる家畜の種類及び範囲
　未越夏（概ね前年11月から本年４月までに生まれたもの）又は抗体陰性の牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛
4　実施の期日
　令和５年６月１日から令和５年11月30日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
5　検査の方法
(1) 臨床検査
(2) 中和試験

1　実施の目的
　アフリカ豚熱の発生を予察するため
2　実施する区域
　県内一円
3　実施の対象となる家畜の種類及び範囲
　家畜保健衛生所長が必要と認める豚及びいのしし
4　実施の期日
　令和５年４月１日から令和６年３月31日までの間
5　検査の方法
(1) 臨床検査
(2) ＰＣＲ法

1　実施の目的
　豚熱の発生を予察するため
2　実施する区域
　県内一円
3　実施の対象となる家畜の種類及び範囲
　家畜保健衛生所長が必要と認める豚及びいのしし
4　実施の期日
　令和５年４月１日から令和６年３月31日までの間
5　検査の方法

(1) 臨床検査
(2) ＰＣＲ法
(3) 血液検査

１　実施の目的
家きんの高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生を予察するため
２　実施する区域
県内一円
３　実施の対象となる家畜の種類及び範囲
家畜保健衛生所長が必要と認める家きん
４　実施の期日
令和５年４月１日から令和６年３月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
５　検査の方法
(1) 臨床検査
(2) エライザ法
(3) 寒天ゲル内沈降反応法
(4) ウイルス分離検査

◎新潟県告示第321号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第６条第１項の規定により、家畜の注射を次のとおり実施する。

令和５年３月24日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　実施の目的
豚熱の発生予防のため
２　実施する区域
県内一円
３　実施の対象となる家畜の種類及び範囲
家畜防疫員が必要と認める豚及びいのしし
４　実施の期日
令和５年４月１日から令和６年３月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
５　注射の方法
皮下又は筋肉内注射法

◎新潟県告示第322号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定により、糸魚川市の一部を受益地域とする県営根知地区農業用用排水施設整備、農用地改良保全（中山間地域農業農村総合整備）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和５年３月24日

新潟県知事　　花 角　　英 世

１　縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
２　縦覧に供する期間
令和５年３月27日から令和５年４月21日まで
３　縦覧に供する場所
糸魚川市役所
４　その他
(1) 審査請求について
この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア　この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して６か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ　また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができる。

ウ　ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第323号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定により次のとおり営業の停止を命じた。

令和５年３月24日

新潟県知事　花　角　英　世

１　処分をした年月日　令和５年３月15日

２　被処分者の商号、代表者の氏名　有限会社星野外構　代表取締役　星野　比彦

３　主たる営業所の所在地　新潟県阿賀野市岡山町11番55号

４　許可番号　新潟県知事許可（般－３）第31000号

５　処分の内容

(1) 停止を命ずる営業の範囲　建設業の営業の全部

(2) 停止を命ずる期間　令和５年３月30日から令和５年４月１日までの３日間

６　処分の原因となった事実

有限会社星野外構及び同社の代表取締役は、同社の業務に関し、平成30年６月７日、新潟県阿賀野市山口字荒田1580番２付近の空き地において、廃棄物である樹木の枝葉等約156キログラムを焼却したことが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反するとして、令和元年９月10日に新発田簡易裁判所から、同社は罰金100万円、同社の代表取締役は罰金50万円の判決を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第１項第３号に該当する。

◎新潟県告示第324号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第20条第２項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和５年３月24日

新潟県知事　花　角　英　世

１　変更に係わる都市計画の種類

柿崎都市計画用途地域（上越市決定）

２　縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第325号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第20条第２項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和５年３月24日

新潟県知事　花　角　英　世

１　変更に係わる都市計画の種類

柿崎都市計画特別用途地区（上越市決定）

２　縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第326号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第20条第２項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和５年３月24日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　変更に係わる都市計画の種類及び名称

種類　新潟都市計画道路（新発田市決定）

名称　３・４・11号　西新発田五十公野線

　　３・４・17号　五十公野公園荒町線

２　縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第327号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第20条第２項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和５年３月24日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　変更に係わる都市計画の種類及び名称

種類　新潟都市計画駐車場（新発田市決定）

名称　１号　中央パーキング

２　縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第328号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第20条第２項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和５年３月24日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　変更に係わる都市計画の種類及び名称

種類　長岡都市計画ごみ運搬用管路（長岡市決定）

名称　長岡ニュータウンごみ運搬用管路

　　長岡ニュータウン集塵センター

２　縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第29号

令和５年４月９日執行予定の新潟県議会議員一般選挙において、新潟県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年新潟県条例第39号）第１条第１項の規定により設置されたポスター掲示場に、候補者がポスターを掲示することができる日を次のとおり定めた。

令和５年３月24日

新潟県選挙管理委員会

委員長　　天井　貞

令和５年３月31日

雑　　報

一般競争入札の実施について（公告）

公立大学法人新潟県立大学会計規則第17条第１項の規定により、図書館業務処理システムの借り上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

令和５年３月24日

公立大学法人新潟県立大学　理事長　　若　杉　　隆　平

１　入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

図書館業務処理システムの借上げ

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び別記仕様書による。

(3) 賃貸借期間

令和５年10月１日から令和10年９月30日までとする。

(4) 納入期限

令和５年９月30日（土）までに、調達機器について確認検査を受けること。

(5) 納入場所

入札説明書による。

２　入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間

令和５年３月24日（金）から令和５年４月３日（月）まで（公立大学法人新潟県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第４条第１項及び第９条各号に規定する日を除く。）の各日の午前８時30分から午後５時15分まで。

(2) 交付場所

新潟県新潟市東区海老ケ瀬471番地

新潟県立大学　教務学生支援部教務学生課

(3) 問合せ方法

入札説明書による。

３　入札執行の日時及び場所

(1) 日時　令和５年４月14日（金）　午前10時

(2) 場所　新潟県新潟市東区海老ケ瀬471番地

新潟県立大学　コモンズ３号館４階5401会議室

４　入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 公立大学法人新潟県立大学契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第２条及び第３条の規定に該当しない者であること。

(2) 本調達物品又はこれと同等以上の類似する物品に係る納入実績又はリース契約実績があることを証明した者であること。

(3) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(5) ５に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて公立大学法人新潟県立大学理事長から確認を受けている者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

５　本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、公立大学法人新潟県立大学理事長から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア　提出期間　令和５年４月７日（金）　午前９時から午後５時15分

イ　提出場所　新潟県新潟市東区海老ケ瀬471番地

新潟県立大学　教務学生支援部教務学生課

ウ　提出方法　本人（法人にあっては代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人の持参とする。

エ　提出書類及びその部数　入札説明書による。

(2) 参加資格確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア　交付日時　令和５年４月11日（火）　午前10時から午後４時まで

イ　交付場所　(1)イに掲げる場所

6　入札手続等

(1) 入札の方法

本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

(2) 入札書の記載

ア　使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ　落札決定に当たっては、契約希望本体金額（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額（１に掲げる図書館業務処理システムの１か月当たりの賃貸借料をいう。）に110分の100を乗じて得た金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）。以下同じ。）に100分の10に相当する額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。その他入札説明書による。

(3) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7　無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 契約事務取扱規程第16条第１項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8　入札保証金

契約希望本体金額に100分の10に相当する金額を加算した金額に60を乗じて得た金額の100分の５に相当する金額以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）とする。ただし、契約事務取扱規程第８条第１号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9　契約保証金

契約金額（１に掲げる図書館業務処理システムの１か月当たりの賃貸借料に係るものをいう。）に60を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）とする。ただし、契約事務取扱規程第42条第１号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10　その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア　競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

イ　提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ　提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) その他

ア　契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ　契約の停止等

本件入札に関し、苦情申立てがあったときは契約を停止し、又は解除することがある。

ウ　契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がない時は契約を締結しない場合がある。)

エ　この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、契約事務取扱規程その他公立大学法人新潟県立大学理事長の定める規程、日本国の関係法令の定めるところによる。

オ　その他詳細は、入札説明書による。